

1. 履修の基本

学則第25条

履修した科目の授業に出席し、授業に主体的に参加した者で、レポート、試験、その他の方法によって学修成果を測定し、当該授業により獲得できる能力を合格水準で身に付けた者には、その授業科目所定の単位を与える。

1. 履修とは

大学では学生が自分自身の意志で受講したい科目を選んで履修計画をたて、登録を行い、卒業に必要な単位を修得します。この登録から単位の修得までの流れを「履修」と呼びます。

2. 単位とは

すべての科目には一定の単位が定められています。これら科目を履修して試験などに合格すれば単位が修得できます。単位数の計算方法は科目の種類によって異なります。単位数は開講科目表（P.67～）に記載されています。

短期大学設置基準および学則第26条に「授業科目の単位数は、1単位履修に45時間の学修を要することを標準とし」と定められており、単位を修得するために、授業時間以外にも学修のための時間が要求されます。

単位制とは、修業年限（2年）に所定の科目を履修し、単位を修得することによって卒業できるという制度です。卒業に最低必要な単位を「卒業要件単位」と呼びます。

3. 試験とは

試験とは学生の学修効果を問う一つの方法であり、授業内試験や期末レポート等がこれに該当します。

2. 授業

1. 学期と授業期間

一年間を春学期と秋学期の2学期にわたるセメスター制であり、春・秋各学期の授業期間は、15週間です。授業は週2回行われる科目が中心ですが、一部の授業は週1回行われます。

2. 授業時間

1時限	9:15 ~ 10:45	2時限	11:00 ~ 12:30
3時限	13:30 ~ 15:00	4時限	15:15 ~ 16:45
5時限	17:00 ~ 18:30		

水曜日の3時限はAssembly Hourであり、合同授業、各種行事、キャリア講座、各種ガイダンスなどの多目的に利用される時間帯です。

3. 授業の出欠席

大学の単位認定は、授業時間数が基礎になっています。やむを得ない場合を除き、毎時間の授業への参加を重視します。

- ・授業への遅刻はしないでください。不可抗力の場合を除き、欠席とみなされる場合があります。
- ・単位修得のためには、各授業科目とも授業時間数の3分の2を超える出席が必要です。すべての科目は全回出席を前提として構成されています。3分の2とは就職活動など不可抗力による欠席の可能性を考慮してのことですので、3分の1まで欠席してよいということではありません。科目によっては3分の1以下の欠席でも単位修得に差しかえる場合があります。
- ・上記のルールを守るため、各学期に欠席調査が行われます。欠席回数が多い学生とその保証人に対しては、警告文が送られます。

- ・本学に公欠や欠席届の制度はありません。忌引、交通機関遅延、病気、課外活動、就職活動等でやむを得ず欠席した場合は、各自で担当教員に事情を説明してください。事務センターで欠席の連絡を取りつぐことはできません。
- ・病気等により欠席が2週間を超えるときは、医師の診断書1通を添え、長期欠席届（所定用紙）を事務センターに提出してください。担当教員に長期欠席届が提出されたことを連絡しますが、必ずしも配慮されるということではありません。
- ・引き続きやむを得ず長期にわたり欠席するときは、休学も視野に入れアドバイザーと相談してください。休学願提出には期限があります。（P.35 参照）

*裁判員選任等に伴う授業等の出欠の取扱いについて

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づいて、今般導入された裁判員制度のもとでは、学生は裁判員の辞退等が認められていますが、裁判員になることを希望する学生の意思を尊重するため、学生が裁判員に選任された場合（その選任手続を含む）の授業等の出欠について、下記のとおり取り扱うものとします。

1. 対象となる学生

本学に在籍する正規生および科目等履修生（聴講生は含まない）

2. 対象となる事由

- ① 裁判員候補者として裁判員選任手続のために裁判所へ出向くとき
- ② 裁判員として裁判に参加するとき
- ③ 補充裁判員として裁判に立会い等をおこなうとき

3. 手続き

学生は、原則として事前に事務センター（教務）窓口申し出て、裁判員選任用所定の欠席届用紙を受取り、その欠席届とともに、裁判所から送達された文書（「選任手続日のお知らせ（呼出状）」）の写しを担当教員に提出し、当該授業を欠席することについて申し出る。また、事後には裁判所が発行する証明書類を提示して同教員に報告する。

4. 出欠の取り扱い

上記所定の文書による申し出および報告があった場合、本人の不利益とならないよう、教員側で次のように配慮することといたします。

- ① 授業：「欠席」扱いとしない。代替措置については担当教員の判断による。
- ② 授業内試験：「欠席」扱いとしない。代替措置については担当教員の判断による。

*参考

学生も裁判員候補者として選ばれるものの、法律により裁判員の辞退を申し出ることができる事由に該当するので、出廷に関して想定され得る対応例は次のようになります。

（学生の対応例）

- a) 裁判員の選任手続や裁判員として裁判に参加する
- b) 学生という身分で、一般的に辞退する
- c) 定期試験時など特定の月や日は辞退する

（辞退を申し出ることができる主な事由）

- ・1年間を通じて辞退することができる一般的事由がある…「学生」という身分
- ・裁判員になることが特に難しい特定の月がある…定期試験時など
- ・他の期日に行うことができない社会生活上の重要な用務がある場合

4. 教室

授業は、基本的に時間割に示されている教室で行われます。ただし、履修登録後の受講者数によって教室が変更になる場合もあります。この場合は、情報を更新次第最新版をLoyolaに掲載しますので、各学期のはじめは特に注意してください。授業期間中に設備等の都合で一時的に教室が変更となる場合は、Loyola掲示板にてお知らせします。

5. 休講

担当教員が公務、出張、学会、病気などによってやむを得ず授業を休む場合にはLoyola掲示板でお知らせします。万一連絡がなく、授業開始より20分を経過した場合には事務センターの指示を受けてください。

6. 補講

各学期授業期間終了後に、補講期間を設けています。補講がある科目は、補講終了までが授業期間となります。履修科目の補講には必ず出席してください。補講は通常の授業時間とは異なる曜日・時間に行われることがあります。また、台風・大雪等で補講が重なる場合には、補講期間以外に補講を行うことがあります。補講期間の時間割はLoyola掲示板で確認してください。

7. 祝日の授業日、みなし曜日、臨時休講日

授業日数の調整のため、特定の祝日にも授業を行うことがあります。また祝祭日が集中して十分な授業日数を確保できない場合は、それを確保するためにカレンダー上の曜日と異なる曜日の授業を行なうこと（みなし曜日）や、臨時休講日を定めることがあります。2016年度の祝日の授業日、みなし曜日、臨時休講日は年間予定表（P. 6～7）で確認してください。

8. 交通機関不通の場合の授業

交通ストライキに伴う休講措置は次のとおりです。

- (a) 小田急線または首都圏のJR線がストライキのとき、午前6時の時点で未解決の場合は全学休講とする。
- (b) 私鉄のみ（小田急線を除く）がストライキのときは、授業は平常どおり行う。

9. 台風、大雪による交通機関不通、混乱時の授業

ホームページ、Loyola掲示板で、その都度お知らせします。

3. 履修登録

履修登録は、春学期・秋学期ともに、所定の期間内に、Loyolaで履修登録手続きをする必要があります。

履修登録の際のLoyolaの操作手順や注意事項などの詳細は、「履修登録クイックナビ」、「Loyolaハンドブック」の該当部分を参照し、間違いのないよう手続きをしてください。

1. 履修登録の基本

学則第32条

履修しようとする科目は、毎学期所定の期間に登録しなければならない。

- * 春学期開講科目は春学期に、秋学期開講科目は秋学期に登録します。
- * 所定期日までに登録を怠った場合、その年度の履修はできなくなります。
- * 登録していない科目の授業や試験を受けても単位認定されません。

2. 履修計画

各学期の履修登録前に、その学期だけでなく卒業までのおおまかな履修計画をたてましょう。学期はじめにある履修ガイダンスに必ず出席し、説明を聞いてください。その上で履修要覧 P.53 以降の「V. カリキュラムについて」をよく読み、卒業要件単位、履修上の注意、時間割での必修科目の時間帯、シラバスを確認してどの科目を履修するか決めた上でアドバイザーと面談します。面談日時はアドバイザーからの指示に従ってください。

わからないことがあった場合は、必ずアドバイザーか事務センターの教務担当者に尋ねてください。登録期間に登録手続きをしないとその学期の単位はとれなくなりますし、友達や先輩のうわさや思い込みで行動すると、将来の進路のために必要な科目が取れなかったり、最悪の場合は卒業できなくなったりすることもあります。

*** 卒業に必要な単位数およびその内容に関する定めは厳格なものです。1科目・1単位の不足があっても卒業資格は与えられません。卒業要件に十分に注意を払い、無理のない計画をたてて、一人ひとり自分に合った時間割を作成してください。**

3. 履修登録

時間割が定まったら、各自Loyolaで履修登録を行ってください。Loyolaの操作手順等の詳細については、「履修登録クイックナビ」、「Loyolaハンドブック」を熟読し、定められた履修登録期間内に登録を行ってください。

4. 修正登録

履修計画の変更や登録の間違があった場合、修正登録期間内にLoyolaで登録の修正（追加・取消）ができます。**抽選で当選した科目は原則として取消しできません。**修正登録で新たに科目を登録しようとする場合は、修正登録期間前でも担当教員の了解を得た上、授業に出席してください。なお、修正登録後の追加・変更はできません。（6. の「履修中止」のみ可能。）

5. 履修登録の上限

単位修得に必要な学修時間を確保し、勉学の質を維持するため、各学期の履修できる単位数の上限が定められています。各学期に履修できる単位数の上限は以下の通りです。

春学期	秋学期
24単位	24単位

6. 履修中止

履修登録を完了し、実際に授業に出席したものの、「授業の内容が自分の勉強したいものと違っていた」、「授業のスピードについていけないだけの知識が不足していた」、「履修科目数を減らしたい」等の理由から学期の途中で履修を中止できる制度です。

履修中止期間	
春学期	2016年6月10日（金）～6月16日（木）
秋学期	2016年12月2日（金）～12月8日（木）

（注意事項）

- ① 必修科目は履修中止できません。
- ② 期間内にLoyolaで手続を行ってください。期間を過ぎたものは中止できませんので注意してください。
- ③ 履修中止をした科目は成績表に「W」で表示されます。成績証明書には記載されません。「W」はGPA（→P.45参照）の計算に含まれません。
- ④ 履修中止をせずに、教員から指示された試験やレポートなど、必要な課題をこなさなかった場合は、その科目は成績表および成績証明書に「F」（不合格）として記載されます。「F」はGPAの計算に含まれます。

4. 評価

1. 評価基準

学力の評価は、シラバスに記載した担当教員の授業方針ならびに評価方針により、学生が獲得した学修成果を測定することにより行われます。試験、レポート、主体的な授業参加などにより学生がシラバスに掲載された当該授業で獲得できる能力をどの水準まで身につけたかが問われます。

		評価	成果点	QPI	内 容
判 定	合 格	A*	100～90点	4.0	特に優れた学修成果を示したもの
		B	89～80点	3.0	優れた学修成果を示したもの
		C	79～70点	2.0	妥当と認められる学修成果を示したもの
		D	69～60点	1.0	合格と認められるための最低限の学修成果を示したもの
		P	—	—	合格と認められる成績を示したもの
	不 合 格	F	59点以下	0.0	合格を「A」「B」「C」「D」とする科目において、合格と認められるに足る学修成果を示さなかったもの
		X	—	—	合格を「P」とする科目において、合格と認められるに足る成績を示さなかったもの
無 判 定	履修中止	W	—	—	所定の期日までに履修中止の手続きをしたもの
	認定科目	N	—	—	修得単位として認定されたもの

* 「TOEIC対策講座Ⅰ・Ⅱ」はTOEIC-IPの伸び率による加算があるため、105～90点となる。

2. GPA (Grade Point Average)

各科目の成績評価の「QPI(Quality Point Index)」値（上表参照）にその科目の単位数を掛け算したものがQuality Pointとなり、Quality Pointの総合計を履修登録科目の総単位数（W、N、P、Xとして表示された科目を除く）で割ったものがGPAとなります。

不合格科目（F）の単位数は総履修登録単位数に含まれます。 W（履修中止）、N（認定科目）、P（合格）、X（不合格）は計算式に含まれません。

<GPAの計算式>

$$\frac{4.0 \times A \text{の修得単位数} + 3.0 \times B \text{の修得単位数} + 2.0 \times C \text{の修得単位数} + 1.0 \times D \text{の総修得単位数}}{\text{履修登録科目の総単位数 (F = (不合格) を含む。W、N、P、Xとして表示された科目を除く)}}$$

3. 成績表

春学期の成績表は9月に、秋学期の成績表は2月（2年次生）、3月（1年次生）に保証人宛に通知します。また、成績表はLoyolaでも確認できます。GPAは成績表に記載しています。

なお、成績表は各学期のはじめに、アドバイザーから履修のアドバイスを受ける際にも必要ですので大切に保管してください。

4. 試験（授業内試験）

授業期間中の授業時間内に行う試験のことで、原則としてシラバスに記載されていますが、それ以外にも小テストやQuizが実施されることがあります。その場合は、授業中に担当教員から伝達されます。

<試験における不正行為について>

- (1) 試験における不正行為は絶対に行ってはいけません。不正行為があった場合は、学則第57条によって処分されます。
- (2) 不正行為を行った場合、その学期に履修した科目全ての評価が「F」（不合格）となります。
- (3) 停学処分を受けた場合には、停学期間は修業年限に算入されないため、卒業は延期となります。

学則第57条

本学学生にしてその本分にもとる行為があったと認められるときは、その軽重にしたがい譴責、停学又は退学処分とする。

◆「アカデミック・オネスティ（学問的誠実性）」の涵養と遵守

上智大学短期大学部は、その校名Sophiaが意味するように、叡智を究極のものとして尊重します。そのため、以下の（１）（２）にしめされるような「アカデミック・オネスティ（academic honesty／学問的誠実性）」の態度の涵養を、皆さんに求めていきたいと考えます。それは、Men and Women for Others, with Others の考え方にに基づき、他者の尊重・他者との協調を重視する本学の取り組みの方向とも関連するものであります。

- （１）先人や同時代人の研究・情報源に敬意をはらって学習しつつ、自ら新たに深めていく。
- （２）継続的な努力をつづけることで、自らの基本的な学力の向上に努める。

学問的にオリジナルであろうとするあまり、守るべき研究上のルールが守られないこと（データや結果の偽造、改ざん、捏造など）、また、他者の研究成果を自らのものであるかのように偽ったり、それに無自覚であることなどは、共に「アカデミック・オネスティ」に反する態度であるといえます。

自らの学修の成果を確認する場面である定期試験（筆記試験やレポート試験）においても、日ごろの学修と変わらぬ「アカデミック・オネスティ」の態度の遵守が求められます。したがって、カンニングやレポートの盗用など、不正行為は強く戒められるものとなります。上智大学短期大学部の学生らしい知を愛する姿勢を、皆さんが様々な場面で尊重し、涵養していくことを望みます。

◆「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」に基づく研究倫理教育について

研究倫理に関する規範意識の徹底は、文部科学省の策定した「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」でも、前項にあげた捏造、改ざん、盗用といった特定不正行為の禁止について述べられています。

また、以下についての理解が求められています。

- （１）研究倫理に反する行為である二重投稿、不適切なオーサーシップを行わない。

①二重投稿

他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。

②不適切なオーサーシップ

実際に論文を著作した者が適正に公表されないことなど。

- （２）利益相反に関する適切な対応

利益相反とは、例えば産学連携において、教育研究という使命を持つ大学と、利潤を追求する企業等との立場の相違から、企業等における利益や責任が大学における責任と衝突する状況をいう。この場合、大学においては、利益相反がより深刻な事態に陥ることを未然に防止するとともに、教育・研究上の責務が適正に果たされていることを自ら審査・実証するためのルールを策定している。

- （３）一定期間の研究データの保存と開示

研究にあたっては、一定期間、研究データを保存し、適切に管理、開示することにより、研究成果の第三者による検証可能性を確保する。

本学では、将来、本学での学びの先にある企業や研究機関などで、活躍される皆さんに心を得て欲しい大切なルールを、基礎ゼミナール、プレ・ゼミナール、ゼミナールⅠ・Ⅱで学んでいきます。

5. 成績評価の確認

成績評価について疑問のある場合は、「成績評価確認願」（所定用紙）を下記の提出期限までに事務センターへ提出することができます。その際、必ず成績表を持参してください。期日を過ぎた場合の願い出は一切受け付けられません。

「成績評価確認願」提出締切日	
2016年度春学期科目	9月16日（金）まで
2016年度秋学期科目	2017年4月5日（水）まで*

* 1年次生のみ。2年次生は別途お知らせします。

なお、特別な事由なく単に再評価・再検討を願い出るもの、担当教員の情状を求めるものや、他の学生との比較上の不満のみを訴えるもの、その他、確認をする根拠に乏しい成績評価確認願は受け付けられません。

6. 再履修

必修科目の単位未修得者は当該科目を次学期もしくは次年度に再履修しなければなりません。再履修者は科目ごとに履修登録前に手続きを行います。手続きの方法はLoyola掲示等によりお知らせします。

5. 単位の認定

単位の認定には次の種類があります。

1. 入学前に他大学等で修得した単位の認定

本学が教育上有益と認めるときは、本学の学生が入学前に、他大学において授業科目を修得している単位がある場合、15単位を超えない範囲で本学において修得したものと認定することができます。該当者は入学年の履修登録前までに事務センターに申し出てください。

必要書類：単位を修得した大学が発行する単位修得証明書（原本）
 単位を修得した大学の講義内容
 修得単位換算願（所定用紙）

2. 海外短期語学講座による単位認定

本学が認定した海外短期語学講座のプログラムに参加し、単位認定を受ける制度です。下記の4つの条件を満たした場合、審査のうえ、専門科目として2単位が認定されます。在学中に複数回、海外短期語学講座に参加することは可能ですが、単位の認定は1回限りです。

1. 本学が認定した下記の海外短期語学講座のプログラムをPass（合格）で修了
2. プログラムの準備教育として定められた必履修科目の単位を修得
3. 帰国後、レポートを提出
4. プログラムの参加者は、出発前と帰国後にTOEIC-IP（有料）を受験

2016年度の予定プログラムは次のとおりです。変更になる場合もあります。その場合は、留学ガイダンス及びLoyola掲示等によりお知らせします。

<夏期海外短期語学講座プログラム>

A. University of Gloucestershire（イギリス）

実施時期（授業期間）	2016年8月、9月
申込時期	2016年4月 定員以上の応募があった場合は抽選になる可能性があります。 定員以下の応募の場合は、中止になる可能性があります。

<春期海外短期語学講座プログラム>

B. Bond University（オーストラリア）

実施時期（授業期間）	2017年2月、3月
申込時期	2016年7月 定員以上の応募があった場合は抽選になる可能性があります。 定員以下の応募の場合は、中止になる可能性があります。

* 申し込みの詳細は留学ガイダンス及びLoyola掲示板によりお知らせします。

* Aのプログラムは、春学期開講の「留学準備（イギリス）」、Bのプログラムは、秋学期開講の「留学準備（オーストラリア）」を必ず履修してください。

* 海外短期語学講座プログラムに参加希望の学生はパスポートを早急取得してください。

3. 技能審査 (TOEIC-IP) による単位認定

【13年次生以降】

入学後4月に学内で実施されるTOEIC-IPテストにおいて800点以上取得した場合、所定の手続きを行うことにより、1年次必修科目「TOEIC対策講座Ⅰ・Ⅱ」(各1単位)の単位として認定することができます。詳細は事務センターにお問い合わせください。

4. 技能審査 (英検、TOEIC等) による単位認定

入学前もしくは在学中に、下記のような検定試験のレベルをクリアした場合は、その資格をもって英語選択必修科目に認定、または他の専門科目での履修を認めます。

実用英検	*TOEIC	TOEFL (Computer-Based) TOEFL (Internet-Based)	**TOEFL (Paper-Based)	IELTS
準1級以上	700以上	190以上/68以上	520以上	5.5以上

*TOEICは公開テスト、および学内で実施されるIPテスト(英語力テスト)のスコアを含みます。

**TOEFL(Paper-Based)は公開テスト、および上智大学四谷キャンパスで実施されるITPテストを含みます。

下記(1)、(2)のうちいずれかの履修方法を選択できます。

(2)を選択した場合は、修正登録期間終了までに所定用紙に記入し、上記レベルをクリアした認定証(原本)を提示してください。

- (1) 英語選択必修科目(英語スキルズ科目)3科目6単位を履修する(各学期に履修できるのは1科目まで)。ただし、上記の検定レベルをクリアした後に履修するスキルズ科目は、上級であることが望ましい。
- (2) 英語選択必修科目1科目2単位と、指定された英語で行われる専門選択科目1科目4単位を履修する。これらの単位を修得することによって、英語選択必修科目の6単位を満たすことができます。2016年度の指定科目は、「社会正義のグローバルリテラシー」(M. Andrade)です。なお、指定科目を専門科目として単位を修得した場合は、その後検定試験の基準を満たしても英語選択必修科目の単位として振り替えることはできません。同様に英語選択必修科目として単位を修得した場合、専門科目として単位を振り替えることはできません。

5. 上智大学科目等履修制度による単位認定

P.53記載のカリキュラム・ポリシー「8. 上智大学科目等履修制度の導入による単位認定制度」に記載のとおり、上智大学で開講されている科目を履修し、最大12単位まで本学の単位として認定することが可能です。上智大学での科目等履修をする場合は、**所定の成績を修め、英語力を備えている**必要があります。また、卒業単位として認定するには、上智大学で授業を受けて成績を修めるだけでなく、**短期大学部での単位認定の手続きが必要**です。

詳細な手続きおよびスケジュールについては、Loyolaでの掲示とガイダンスにてお知らせしますので、必ず確認してください。

6. 英語学修支援プログラムとTOEIC-IP試験スケジュール

【英語学修支援プログラム】

本学では、学生の将来のキャリア形成など英語に関わる様々な目標に向け、在学中にすべての学生が将来にわたり継続できる自律的な英語の学修習慣を形成し、着実に英語力を伸ばすことが重要であると考えています。この趣旨に添って本学では自律的な学修習慣形成への手助けとしての英語学修支援プログラムを実施しています。英語学修支援プログラムへの参加は任意です。2016年度の実施時期は春学期授業終了後から秋学期授業開始までの期間となります。参加学生には指導担当教員が学修内容の助言と監督を行い、個々の学生の自律的な学修を促進し、継続的な学修習慣が確実に身につくようサポートします。

2016年度の英語学修支援プログラムの詳細とスケジュールに関しては、後日Loyola掲示板にてお知らせします。

【学内で行われるTOEIC-IP試験スケジュール】

2016年度

日程	対象者	申込	申込時期（詳細はLoyola掲示板）
2016年 4月1日（金）	1年生全員	不要	
	①春期海外短期語学講座参加者 ②その他希望者	必要	2月～3月
7月15日（金）	1年生全員	不要	
	①夏期海外短期語学講座参加者 ②その他希望者	必要	6月
9月21日（水）	①夏期海外短期語学講座参加者 ②英語学修支援プログラム参加者 ③その他希望者	必要	7月
2017年 1月17日（火）	全学生	不要	

その他、詳細はLoyola掲示板で発表します。

7. 卒業

1. 卒業要件

卒業要件は次のとおりです <学則第40条>

- ① 修業年限（2年）を満たすこと。
- ② 卒業に必要な所定の単位（卒業要件単位）66単位以上を取得すること。

2. 卒業要件を満たすには

- ① 履修要覧の「5. 卒業に必要な科目・最低単位数」（P.58）「8. 履修上の注意」（P.60）を熟読してください。
- ② 卒業要件を満たす登録ができるように2年間（4学期）の履修計画をたててください。
- ③ 正しく履修登録をし、試験等を受け、単位を修得してください。
履修登録をしたら、自己の責任において正しく履修登録がなされているか確認をしてください。
- ④ 各学期の成績表を受け取ったら、修得科目・単位数、不足単位数をその都度よく確認してください。

3. 9月卒業

年度末に卒業資格を得られなかった学生が、次年度春学期終了時に卒業要件を満たした場合、9月卒業が可能です。9月卒業を希望する学生は科長の承認を得た上で、4月8日（金）までに事前申請を行ってください。

4. 成業の見込みのない者の取扱い

連続する2ヵ年において（ただし、休学期間を除く）修得した単位が24単位に満たない者は退学となります。<学則第21条>